

小山市事務事業評価シート

令和3年度版

No. 1

1. 基本情報				3. Check - 評価 -					
<1> 事業・業務名	転入労働者等住宅取得支援補助金			<2> 事業・業務の別	事業				
<3> 選定基準	② 事業の範囲や経費等について、市の裁量の余地がある事業			<4> 継続業務・新規業務の別	継続業務				
<5> 総合計画基本計画での体系	大項目	2 持続可能な行財政運営と 広域連携による行政・ひとづくり		<6> 担当部(局)	総合政策部				
	中項目	2-4 自立性の高い都市		<7> 担当所属	シティプロモーション課				
	小項目	2-4-1 地方創生・地方分権		<8> 担当係等	移住定住推進係				
	施策	移住・定住・交流プロモーションの推進							
<9> 根拠法令・計画等	小山市転入労働者等住宅取得支援補助金交付要綱			<10> 関連・類似事業					
<11> 会計	一般	会計		<12> 予算科目	2 款 1 項 7 目				
<13> 実施期間	年度 ~ 年度			<14> 全体事業費	千円				
<15> 実施手法	補助金・負担金・貸付金等			「その他」の場合 ()					
2. Do - 実施 -									
<16> 事業・業務の概要	住宅取得に伴い市外から転入した労働者等に対して、一定要件の下、最大110万円の補助金を交付する。令和3年度より制度を改正し、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）から転入した労働者等で住宅を取得した方に対して、一定の要件の下、最大50万円の補助金を交付する。								
目的	<17> 事業・業務の目的	<p>○旧制度 住宅取得に伴い市外から転入した労働者等に対して、補助金を交付することにより、労働者等の住宅の取得を支援し、本市への定住促進を図ることを目的とする。</p> <p>○新制度（令和3年度から） 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）から転入した労働者等で住宅を取得した方に対して、補助金を交付することにより、労働者等の住宅の取得を支援し、国が進める地方創生、東京一極集中を是正するとともに、本市への定住促進を図ることを目的とする。</p>							
	<18> 事業・業務の対象	<p>○旧制度（※経過措置あり） ◆交付対象者 対象住宅の取得に伴い転入（転入前に契約）した方で、次の①から⑤の要件をすべて満たす方 ①転入日から起算して2年以上市外に住所を有していた方 ②申請日において1年以上就労する労働者等の方 ③対象住宅に5年以上定住することを誓約した方 ④すべての世帯員に市税の滞納がない方 ⑤対象住宅の取得から1年を経過していない方</p> <p>○新制度（令和3年度から） ◆交付対象者 次の①から⑨の要件をすべて満たす方 ①転入日前1年以内又は転入日後2年以内に対象住宅を取得した方 ②転入日前2年間東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に住所を有していた方 ③労働者である方 ④対象住宅の所在地に住所を定めている方 ⑤自治会に加入している方 ⑥対象住宅に5年以上定住することを誓約した方 ⑦市税の滞納がない方 ⑧暴力団員等又は暴力団員等と密接関係者に該当しない方 ⑨対象住宅の取得から1年を経過していない方</p>							
手段	<19> 令和2年度の活動内容	<p>○旧制度 ①基本額 ・新築住宅を取得：30万円（最大110万円：①基本額+②新築加算額） ・中古住宅を取得：30万円（最大40万円：①基本額+③中古加算額） ②新築加算額 ・本人若しくは配偶者が39歳以下、又は15歳以下の子がいる方：20万円 ・市内事業者を利用し住宅を取得：10万円 ・保留地を購入し住宅を取得：50万円 ・本郷町、城山町、中央町、宮本町、小山駅東口周辺地区計画区域、神鳥谷南地区計画区域及び思川駅北口駅前地区計画区域の住宅を取得：50万円 ③中古加算額 ・空き家バンク登録物件の住宅を取得：10万円</p> <p>○新制度 ①基本額 ・新築住宅を取得：30万円（最大50万円：①基本額+②加算額） ・中古住宅を取得：10万円（最大20万円：①基本額+②加算額） ②加算額 ・本人若しくは配偶者が39歳以下、又は15歳以下の子がいる方：10万円 ・居住誘導区域、神鳥谷南地区計画区域及び思川駅北口駅前地区計画区域の住宅を取得：5万円 ・3世代同居：5万円 ・空き家バンク登録物件の住宅を取得：10万円</p>							
	<20> 活動指標（活動した量や実績）	指標名	単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度
	補助申請件数	件	180	182	200	231	200	50	
	補助申請件数（東京圏転入者）	件	36	39	40	52	50	50	
5 Plan - 計画 -									
成果	<21> 事業・業務の成果	・転入者数の増加（令和4年度からは特に東京圏からの転入者）							
	<22> 成果指標（活動の成果の量や実績）	指標名	単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度
	制度利用転入者数	人	450	491	500	621	500	125	
	制度利用転入者数（東京圏転入者）	人	90	108	100	137	125	125	
資源	<23> 投入指標（投入するお金の量）	コスト実績	単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度
			千円	計画(予算)	実績(決算)	計画(予算)	実績(決算)	計画(予算)	計画(予算)
		事業費等	千円	103,554	103,054	153,566	152,166	103,566	21,427
		国・県補助金	千円						
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円	100,000	99,500	150,000	148,600	100,000	20,000
人件費	千円	3,554	3,554	3,566	3,566	3,566	1,427		
正職員	千円/人	7,108 × 0.5	7,108 × 0.5	7,132 × 0.5	7,132 × 0.5	7,132 × 0.5	7,132 × 0.5		
他の職員	千円/人	×	×	×	×	×	×		
事業の方向性	<35> 1次評価	所属長	3. 現状維持		理由 令和3年4月に本制度を改正したばかりのため、今後の利用者の状況を検証し、東京圏の移住希望者に効果的なPRを検討すること。				
	<36> 2次評価	所管部長	3. 現状維持		理由 小山地区定住自立圏域全体としての新たな人の流れの創出も見据えつつ、テレワークの普及をチャンスと捉え、東京駅まで新幹線で約40分の立地利便性、本制度など、小さな自慢が山ほどある小山市の定住環境を効果的に情報発信し、定住促進に努めること。				
事業の計画	<37> 実施計画・今後の方針	東京圏の移住希望者に本制度及び本市の魅力PRする。 ・都内PR広告やWeb・SNSを活用した宣伝 ・移住定住セミナーや都内イベントでの広報の実施							
	<38> 活動・成果目標	本制度を利用した東京圏からの転入者数を毎年125人を目標として、本市への定住を促進し人口を維持するとともに税収増加を図り、市民サービスを維持する。							